

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会報告案に関する意見募集の結果（全文）

【個人】

Ⅲ. ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化

該当ページ：

概要：技術自体の規制が大きナリスクであることへの理解が必要

全文：暗号の解除やコピー信号の除去など、コンテンツの制限技術に対する回避策は、つまるところ数字を読んだり、電気信号を測定し、それ書き写す作業に過ぎない。その手法、アルゴリズム自体を法に規制すること自体が非常に大きな社会に対する脅威となり得ることをまず認識しなければならない。これらの行為は知的活動の一環に過ぎず、それを規制することは、法は内心の行為に関わらないという法治主義の大原則を破壊しかねない。また先の意見1にも関わるが、こうした複製や視聴を妨害する技術が、正当な利用者の利益を害したり、その被害の回復に多大な事務コストを要したり、また流通しなくなった古いコンテンツの保存の大きな障壁になっている。一定期間経過後にコンテンツ制限の解除やその方法の公開などの義務を課してこそ、はじめて制限手段の規制を正当性が帯びる。そうした義務なしに規制のみを課す現行制度はお門違いであるし、さらなる強化などもってのほかである。

該当ページ：

概要：

全文：技術的制限の回避を厳罰化すればいいだけのこと 権利者の権限が家庭もしくはこれに順ずる範囲に食い込むようにすれば 取り締まりも能率よく出来る

該当ページ：15～17

概要：ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ないこれ以上の規制強化に反対する。著作権法第30条第1項第2号の撤廃の検討を求める。

全文： 根拠なく、本報告案の第15ページに、コンテンツの利用をコントロールするための技術的手段「を回避した利用によるコンテンツ産業への経済的損失が拡大している」、第17ページに、「アクセス・コントロールの回避行為については、(中略)違法コンテンツのダウンロード等と相まって、その被害は増大してきていると考えられる」と書かれているが、DRM回避やダウンロードによって経済的損失が拡大しているとするに足る根拠は無く、最終報告では、これらの記載は削除・訂正されるべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。この報告書案にも書かれていることだが、この7月にゲームメーカーがいわゆる「マジコン」の販売者を不正競争防止法に基づき提訴していることなどを考えても、現時点で、現状の規制では不十分とするに足る根拠は全くない。現状でも、不正競争法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているものであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。最終報告においては、このような危険な規制強化に関する検討は即刻止めると明記してもらいたい。

該当ページ：

概要：ケーブルテレビの不法受信を抑止するため、不正競争防止法の規制強化を希望します。

全文： ケーブルテレビでは不法受信の問題が発生しています。これはアナログもしくはデジタルの有料放送サービスのスクランブルを違法チューナー等により役務提供者の意思によらず解除し、役務提供者との契約なしに無断で受信する行為で、当該行為により、ケーブルテレビ事業者、番組供給事業者、著作権者の営業上の利益が著しく損なわれているばかりでなく、利用の公平性も損なわれています。現行の不正競争防止法では、技術的制限手段の回避をする違法チューナーの規制対象となる行為が輸出入などの流通に関する行為に限られ、さらに刑事罰の適用がないため、当該行為は抑止されないばかりか、新たな形態の不法受信も顕在化しつつあります。このように違法チューナーの販売に歯止めがかからない現状を鑑みると、差し止め、損害賠償による民事的な制裁のみで対応することには、限界があるものと考え、違法チューナーの輸入・販売行為を抑制していく上で、不正競争防止法を改正し、罰則規定を新設することが必要になるものと考えられます。(参考)米国では、クリントン政権時に連邦通信法を大幅に改正し、新しく1996年に電気通信法が施行された。その中で、ケーブルテレビ事業者の許可なしに電波を傍受・受信・送信する行為が禁止され、違反者には刑罰が科せられている。不法受信の一般罰則としては、罰金額最高11万円、禁固刑6ヶ月以内であり、いずれか、または両方が適用される。また、不法受信を商業目的(製造、販売を含む)で行った場合の罰則としては、罰金額最高550万円、禁固刑2年以内、さらに、常習者については、2回目以降罰金額1,100万円、禁固刑5年以内となる。

該当ページ：16, 17

概要：暗号化技術やアクセス・コントロールの回避行為の規制は不要。正当な利用すら損なわれない規制は、コンテンツ文化の振興に資することはない。

全文：(2)DVD ソフト等（中略）なお、この問題については、権利者から暗号化技術の回避についても著作権法により規制して欲しい旨の要望が出されている。(5)（中略）著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を位置付けることなどが考えられる。とありますが、こうした暗号化やアクセス・コントロールの回避を著作権法により規制することは、事実上、著作物の複製を一切禁止することになりはしないかと懸念します。どんな簡単なものであってもいいから暗号化やアクセス・コントロールをかけておくことで複製が規制されてしまうのでは、著作物の正当な利用についての議論自体が空洞化するのではないのでしょうか。コピーコントロール CD やデジタル放送のコピーワンスなどの例を見ても、こうした複製回避技術が国民に広く受け入れられているとは到底思えません。米アップル社が世界最大の音楽販売サイト「iTunes」で複製回避技術(DRM)のかかっていない楽曲の販売を始めていますが、その理由は DRM は販売拡大につながっていないと判断したから、との報道もありました。明確な一般規定が存在すれば、その規定に違反する利用自体を規制すれば良いのであり、正当な利用まで損ねてしまうような複製回避技術の回避の規制は、コンテンツ文化振興に資することはないと思います。

該当ページ：14~17

概要：情報へのアクセスを技術的にコントロールすることを法的に奨励することに対して反対する。従って、著作権法の強化によってこれに対応すべきでは無い。

全文：情報へのアクセスを技術的にコントロールすることを法的に奨励することに対して反対する。従って、著作権法の強化によってこれに対応すべきでは無い。

該当ページ：15～17

概要：被害実態や規制強化の必要性の根拠が不明なまま、ユーザーの行為に対するリスクを高めることも含め、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する現行制度以上の規制強化を行うことに反対する。

全文：報告案（P15 及び 17）においては、「コンテンツの利用をコントロールするための技術的手段（中略）を回避した利用によるコンテンツ産業への経済的損失が拡大している」、「アクセス・コントロールの回避行為については、（中略）違法コンテンツのダウンロード等と相まって、その被害は増大してきていると考えられる」と記載されているが、そもそも違法コンテンツの増加と回避行為やダウンロード行為の関連性、それによる経済的損失が拡大していることを証明する証拠となるものは、調査会の資料及び議論をみても全く見て取ることができない。よって、このような記載は、最終報告において削除されるべきである。報告案においては、上記の点について、何ら具体的、定量的なデータが示されておらず、この点について十分な分析や議論が行われていない。さらには、こうした被害・損失が、「技術的な制限手段の回避」から生じているとする具体的根拠・関係性も不明確であり、回避行為が増加しているかも定かではない。上記の点が明らかにされたとしても、「被害」とされているものが、現行の法制度（著作権法・不正競争防止法）が活用されていないことの問題なのか、回避行為に対する現行の規制自体が不十分であることの問題なのか、それについても詳細な分析を行うことが必要であり、それがないまま、あたかも現行の回避規制自体に問題があるかのように結論づけることは大変不適切であると考えられる。そもそも、現在「被害」とされているものの多くは、現行の法制度（著作権法・不正競争防止法）による対応が相当程度可能であると考えられる（今年 7 月の任天堂によるマジコン販売業者に対する不正競争防止法に基づく提訴。第 8 回調査会の JEITA 亀井参考人の発言、今年 11 月のマジコン用ゲームプログラム（複製物）の販売・ネット公表者逮捕）。これら現行法による対応が可能であることを前提に議論することが必要であり、その立場に立てば、直ちに規制強化が必要であるとの結論には達し得ない。さらに、現行法制の有用性の検証がまずもって重要であり、その結果を踏まえた上で、制度強化の要否が議論されるべきであるとの指摘（第 9 回会合大谷委員の発言、第 8 回 JEITA 亀井委員提出資料等）もあり、P17 の（5）検討結果においては、この点（検証）について記載すべきであり、根拠不明の規制強化に関する記載は削除すべきである。次に、「現行法制度」についての分析を行っている箇所（P15）について、不正競争防止法と著作権法との内容について、記載ぶりが恣意的であり、両者バランスの取れたものを記載すべき。具体的には、①不正競争防止法の「のみ」要件の部分について括弧書きがあるのに対し、著作権法の「専ら」要件については何も記載がない。この点について、2 つの法は同じ対象を予

定しているはずであり、両者併記とするか、不正競争防止法の記載を削除すべき、②不正競争防止法の民事的救済の部分に、括弧書きで「立証責任の負担は権利者が負うことになる」とあるが、それは私権行使においては自明のことであり、わざわざ問題があると言いたいかのような恣意的な記載であり削除すべき、であると考えられる。最後に、P17 の「検討結果」について、報告案では「現行法制度の実効性の検証は当然行うべきであるが、（中略）規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要である。」とされているが、既に述べたとおり、被害実態についての根拠が十分でなく、現行法制の有用性の検証も十分に行うことなく、「措置を講ずることが必要」と結論づけることは甚だ時期尚早である。よって、最終報告書においては、現在の記載内容を再検討した上、このような規制強化に関する検討は必要でない旨明記して頂きたい。よって、特に、最後のパラグラフについては削除すべきである唯一の被害としてのマジコンを取り上げて、規制の見直しが必要としている点については、係争中の訴訟の結果等を鑑みた上で、現行制度の実効性を十分に検証することが必要である。（調査会では十分に検証されているとは言えない。J E I T A の亀井参考人や大谷委員からも同趣旨の発言がなされているが、それを無視した形で報告案がまとまっている。「マジコン」について民事訴訟について、この判決以上に制度の実効性の検証材料となりうるものは他に無く、訴訟の結果を踏まえずして、適切に現行制度の実効性を検証することはできない。司法による救済こそが、不正競争防止法の制度の根幹であるにもかかわらず、この司法判断が示される前に現行制度の実効性を検証すべきと言うのであれば、それは法律を使わずしてその実効性を検証することと同義であり、意味をなさない。更に、具体的な対応案について記載するのであれば、不正競争防止法、著作権法ともに様々な留意点があるはずであり、それら留意点を全て提示することなく、著作権法の一部の留意点のみを記載するのは不適切である。これまでの調査会議論においては、不正競争防止法で「回避行為」自体を規制することの是非については複数の委員から懐疑的な発言があり、J E I T A の亀井参考人からは、著作権法で許容されている行為を不正競争防止法によって規制することの是非についても問題提起がなされている。また、著作権法については、米国や EC 等、海外の多くの国々でのアクセスコントロールの規制が、不正競争防止法のような法律ではなく、著作権法制によって行われていること等を鑑みると、一概に支分権に無いということをもって、ことさらに不可能であるという結論を導くことは適当ではないと考えられる。また、上野委員からは、ユーザーの行為を過度に規制することについても懸念が示されていたが、「国民の適切な情報アクセスの機会の確保にも留意しつつ、規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要」と、留意してもなお強化が優先であると勝手に結論づけていることは、ユーザーへの配慮にも欠けている。さらに、ネット上にアップロードされることによって生じる被害は、著作権（公衆送信権等）によって既に権利の対象とされており、今月まさに逮捕者も出たところである。今後このような著作権法に

よる執行強化が期待されるが、これらの対応可能性を無視し、技術的手段の回避行為やダウンロードと混同したまま、回避規制のみの強化を結論づけることは、平成11年の著作権法・不正競争防止法において技術的手段の法規制を導入した当時の議論（必要最小限の規制であるべき）を考えても、過剰な規制となることが明白である。

該当ページ：15～17

概要：論拠や前提が不明なままコンテンツの技術的な制限手段の回避に対するいかなる規制の強化を行うことに反対

全文： 報告案においては、コンテンツの利用をコントロールするための技術的手段「を回避した利用によるコンテンツ産業への経済的損失が拡大している」（15ページ）、「アクセス・コントロールの回避行為については、（中略）違法コンテンツのダウンロード等と相まって、その被害は増大してきていると考えられる」（17ページ）と記載されている。しかしながら、回避行為やダウンロード行為によって経済的損失が拡大しているとするに足る根拠は無く（かつ、調査会会合の議論からを読み返しても全く窺えない）、最終報告ではこれらの記載は削除されるべきである。この点に関し、報告案においては、現在生じているとされる被害・損失、特に経済的な損失について、何ら具体的、定量的なデータが示されておらず、この点について十分な分析や議論が行われていない。また、こうした被害・損失が、「技術的な制限手段の回避」によって生じているとする具体的根拠も不明確であるし、回避行為が広まっているとする根拠も不明確である。また、「被害」とされているものが、現行の法制度（著作権法・不正競争防止法）の執行の問題であるのか、回避行為に対する規制自体が不十分であることの問題であるのか、詳細な分析が行われないうまま、現行の回避規制に問題があるかのように結論づけることは不適切である。特に、現在「被害」とされているものの多くは、現行の法制度（著作権法・不正競争防止法）による対応が相当程度可能であると考えられる（本年7月のゲームメーカーによるマジコン販売業者に対する不正競争防止法に基づく訴訟の提起。第8回会合 JEITA 亀井参考人の発言等）とともに、現行法制の有用性の検証が制度論のあり方に先立って必要であるとの指摘（第9回会合大谷委員の発言、第8回 JEITA 亀井委員提出資料等）もある。したがって、この点について論拠希薄なままの記載は削除すべき。次に、「現行法制度」についての分析を行っている箇所（15ページ）の記載について、不正競争防止法と著作権法との比較内分析内容について、内容が恣意的であり、長短を均衡のとれたものとして記載すべき。具体的には、以下のとおり。○不正競争防止法のみ「のみ」要件の結果として括弧内で「それ以外の機能を有する機器」が規制対象外となる旨記載されているが、同様の点は著作権法の「専ら」要件にも想起される場所であるにもかかわらず、一方のみ問題があるかの記載しているのは恣意的であり、不適切と思われる。○不正競争防止法の民事的救済のみに括弧内で「立証責任の負担は権利者が負うことになる」旨記載されているが、（積極的請求訴訟にあっては）立証責任を原告（たる権利者）が負うことは私権の行使においては自明のことであり、また同法における他の行為類型と同様の事柄を殊更に書き出し、さも問題があるかのような記載は不要である。仮に上述の不競法の民

事的救済における論点を殊更に強調するのであれば、関係法規について並列的に取り上げて、論点を提示する箇所であることに鑑みれば、著作権法についても、民事的救済について「権利者は効果を期待できる」とされているが、ここでも不競法同様に民事的手続に伴う負担についても併記すべきである。最後に、「検討結果」(17ページ)について、報告案では「現行法制度の実効性の検討は当然行うべきであるが、(中略)規制を見直し、被害を防止するための措置を高ずることが必要である。」とされているが、被害実体についての論拠が希薄であり、現行法制の有効性検証を待つことなく、「措置を講ずることが必要」と結論づけることは早計であり、最終報告においては、現在の内容を速やかに見直した上で、かかる規制強化に関する検討は即刻止めると明記してもらいたい(特に、最後のパラグラフについては削除されたい。)。① 規制の「見直し」に当たっては、係争中の訴訟の結果等を鑑みた上で、現行制度の実効性を十分に検証することが必要である。しかしながら、公開されているこれまでの調査会の議事録や報告案を読み返していても、調査会で十分に検証されているとは言えない。この点に関しては、J E I T A の亀井参考人や大谷委員からも同趣旨の発言がなされている。また、被害に対する救済手段として、A C C S が唯一の具体的「被害」として取り上げている「マジコン」については、現に民事訴訟が提起されているところであり、この判決以上に制度の実効性の検証となりうるものは他に無く、訴訟の結果を踏まえ、適切に現行制度の実効性を検証することはできない筈である。知的財産の保護は、司法による救済こそが制度の根幹であるにもかかわらず、この司法判断が示される前に現行制度の実効性を検証すべきと言うのであれば、それは法律を使わずしてその実効性を検証せよということに他ならない。② 「被害」とされているものが、回避規制自体が不十分であることによって生じているとする合理的な根拠が示されていない。回避規制と「被害」の因果関係が不明確である以上、「規制の見直し」によって「被害を防止するための措置を講ずることが必要」と結論づけることは不適切である。③ 具体的な対応案について、不正競争防止法、著作権法ともに様々な留意点があるが、それらの留意点を全て提示することなく、著作権法の一部の留意点のみを記載するのは不適切である。これまでの調査会議論においては、不正競争防止法で「回避行為」自体を規制することの是非については複数の委員から懐疑的な発言があり、加えて、J E I T A の亀井参考人からは、著作権法で許容されている行為を不正競争防止法によって規制することの是非についても問題提起がなされている。④ 前述③において指摘した点とも関連するが、「アクセス・コントロール技術の保護を著作権法に位置づけることについては慎重な検討が必要」(17ページ最終部分)としている点についても、再考の余地があるのではないかと考える。この点について、調査会において一部委員より同旨の発言がなされていたようではあるが、比較法的に見ると欧米各国の国内法やE P A協定の条項では著作権法により規定されている例も多く、また、2008年の米国の規制改革イニシアティブの日本政府に対する要望では「日本の著作権

法制の国際的ベストプラクティスへの整合化」として要望されているところでもあり、著作権法に規定していない日本の著作権法制の方が国際的には少数な内容と評価することも可能であることに加えて、調査会における検討として別途「国際的制度調和等」が項目として取り上げられていることも勘案すれば、(冒頭にも述べたとおり本件規制の強化については反対の立場を採るところではあるが)仮に制度的対応の要否を検討すべきというのであれば、著作権法における対応の要否についても、原理原則論にまで立ち返って著作権法に規定することの当否を検討する必要があるといったような記載を盛り込む余地があり得るのではないと思われる。⑤ ネットにアップされることによって生じる被害は、著作権(公衆送信権等)によって権利の対象とされており、この被害に対する著作権法の執行(民事・刑事)を十全ならしめることを捨象して、技術的手段の回避行為やダウンロードとを混同したまま、規制の強化を結論づけることは容認し得ない。⑥ なお、前述①において指摘した現行制度の有用性検証の検討及び論証不足の点とも関連するが、柱書きで引用した報告案の記載について、有用性検証等の結果として制度的対応は不要との判断もあり得る筈であり、「措置が必要」と結ぶことは記載では調査会における大谷委員・亀井参考人等の指摘を無視して結論ありきの記載であって修正がなされるべきだと思われる。

該当ページ：17

概要：アクセスコントロールの回避を規制する場合は、セットで著作権が切れたときやサービスを停止する場合にアクセスコントロールの解除を義務付ける必要があると思います。

全文：アクセスコントロールや DRM をつけた場合、その解除ができないとその著作物の視聴ができないということになる。通常の場合は、解除方法が提供されるわけですが、レーベルゲート CD のようにサービスが停止されたりすると解除方法が失われることになり、利用者が本来できることができなくなる。利用者保護の観点を考えればサービスを停止する場合、アクセスコントロールの解除を義務付ける必要がある。また、このことは著作権が切れて、パブリックドメインになった場合も言え、パブリックドメインになっても視聴する権利を持っている人しか視聴できないことになり、パブリックドメインとして機能しないことになる。そのため、アクセスコントロールの解除を義務付ける必要がある。

該当ページ：17

概要：技術的回避手段が邪な目的で用いられている場合があり、その保護を安易に強化すると、却ってコンテンツの開発の阻害や機器メーカー等による不正な利益の取得に繋がらうる

全文：「一方、権利者からは、ネットを通じて大量の違法コピーが行われていること、「マジコン」等の回避装置が若年層を含め一般的に広まっていることなどを背景に、現行制度の対象機器の範囲を見直すべきではないか、また、回避装置の提供行為を刑事罰の対象とすべきではないかなどの意見があった。」(17頁)との記載がある。しかし、「マジコン」等は、ゲーム機器メーカーと「ライセンス契約」を締結していない中小企業や個人が開発したゲームソフト等をゲーム機で実行するためにも広く使われている。「マジコン」等の製造・販売等が禁止された場合には、ゲームメーカーがそのゲーム機で使用できるソフトウェアの内容やその開発者の企業規模等をコントロールできることになり、却ってコンテンツやその開発者の多様性を損なうことになり、さらには学生を含むアマチュアが作品を発表する機会を押しつぶすことにより、次世代のクリエイターが育つ土壌を失わせることになる。従って、アクセスコントロールの回避装置についての規制を強化する場合には、それが機器メーカー等によるコンテンツの支配を強化することにならないような慎重な配慮が必要であり、コンテンツ提供者が機器メーカー等の審査にパスしなければ、あるいは高額なライセンス料を支払わなければ、その提供するコンテンツが当該機器で使用できないとされるようなアクセスコントロールについてはこれを回避する装置の製造・販売等を禁止すべきではない。また、地上デジタル放送については、NHK等が出資するB-CAS社のみが提供するB-CASカードを購入させるために放送波にアクセスコントロールが掛けられるという事態が生じているが、アクセスコントロールの回避装置についての規制を強化する場合には、アクセスコントロールの解除に関する機器や特許等で一儲けを企む事業者(団体)が生まれる危険がある。これは、著作権法によっても不正競争防止法によっても本来正当化されるべきでないものである。従って、アクセスコントロールを適切に回避するための機器等に関しては、機器等の代金・使用料もしくはそこに用いられている特許料等の名目で金銭請求を行い、または、本来義務のないことを行うことを条件とすることを、きっちり禁止することなどが必要である。

該当ページ：16

概要：アクセスコントロール回避制限の必要性を示す例として「マジコン」と「DVD ソフト」が挙げられているが、これは例にふさわしくない。

全文： 「現状」として紹介されるゲームソフトの事例で「マジコン」が紹介されているが、これは現行の不正競争防止法でも十分に対処できる事例ではないか。同法の規定の不備で放置された例でもなく、罰則があれば防止できるというものでもあるまい。むしろ欄外に注記された、任天堂ら権利者による法的措置こそが抑止力となる。これで結果として任天堂らが敗訴するなら同法の改正も必要だろうが、そうした趣旨での検討は専門調査会で無かった筈である。DVD ソフト等のコピーについては、インターネットでの無断配信行為がすでに著作権法で禁止されている。また、ユーザーによるアクセスコントロール回避を禁止してしまっただけでは、自身が購入した DVD 等を思い思いの方法で視聴することを妨害しかねず、適当ではない。こうした技術的手段はいつか回避方法が発見されるものであり、DVD のように既に回避方法が広く知られるものを法律で無理に保護したとしても、効果が全く期待できない。「新しい技術的手段を用いたサービス」についても同様である。新しい技術が次々と登場する中で、以前の技術により提供された著作物へ新しいハードウェアでアクセスするのに、アクセスコントロールの回避を行なうことが想定される。これを禁止したとすれば、図書館などのアーカイヴにとって脅威となる。また、当該著作物を既に適法に入手している個人がアクセスする際も同じことが言える。

該当ページ：17

概要：アクセス・コントロール回避規制を著作権法で行なえない旨を明示すべきである。また、不正競争防止法での規制強化でも慎重な議論を求める。

全文： 検討結果として示されている、「対応策としては、例えば、不正競争防止法による規制を見直すことや、著作権法においてアクセス・コントロールの回避行為を位置付けることが考えられる。ただし、アクセス・コントロールにより保護される内容が著作物とは限らないこと、また、視聴やプログラムの実施は著作権法上の支分権の対象ではないことなどから、著作権法に位置付けることについては、慎重な検討が必要である」とのまとめは概ね妥当と言えるだろう。しかし、もう一歩踏み込み、著作権法では対処できないと書くべきだったのではないか。専門調査会の中でも、委員らの発言では著作権法での対応は無いものとして議論されていたように思われる。違法複製ないし違法配信された著作物のコピーを著作権法 30 条対象から除外することで、間接的にアクセス・コントロール回避を抑止できるのではとの委員意見もあった。著作権法で対処できない一方、不正競争防止法での規制を強化するのが妥当かという点、そうも思われぬ。規制対象をアクセス・コントロール回避の機能「のみ」を有する機器に限定している点や、回避装置の流通の規制である点、刑事罰の適用が無い点など、権利者側から改めるよう要望が出されていたところではある。しかし不正競争防止法はユーザーの行為を規制するものではなく、そうした要望を実現したところで、権利者の求める効果は間接的なものしか望めない。専門調査会での流れは不正競争防止法での規制強化に傾いていた印象があるが、「のみ」要件・規制対象・刑事罰の有無が組み合わさって起こる弊害も十分意識し慎重に検討するよう求める。

該当ページ：

概要：技術的保護手段は、不当な独占を認めることにつながることから、保護の範囲の拡大については慎重にされたい。

全文： 技術的保護手段については、一定の保護のために強化する必要性は認めるが、保護される範囲を拡張することについては慎重でなければならず、逆に許される範囲についても明文化することが望ましい。 技術的保護手段は、過度に保護されれば技術的保護手段を名目に互換機能を有する機器の販売を禁止することを許容することになる。 特にゲーム業界などでは、ゲーム機器メーカーがソフトメーカーを困い込もうとする傾向があり、また、攻略本について著作権侵害であると主張する等行きすぎた保護を求める動きもある。このような現状で、安易な保護の範囲拡大は、自由な競争を阻害し、不当に独占権を付与することになりかねない。 また、技術的保護手段の保護は、刑事罰による保護がなされており、特に、機器の開発者に萎縮的效果を与える可能性が高い。

該当ページ：17

概要：「規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要」との記載は不適切です。

全文：「規制を見直し、被害を防止するための措置を講ずることが必要」などと記載されていますが、第9回の本専門調査会にて、複数の委員から、このようなコンセンサスは得られていないことが指摘されているながら、また、過去の議事録を見ても事実、そのようなコンセンサスが得られていないにも関わらず、このような結論を記載するのは、不適切だと考えます。特に問題として提起されている事項（マジコン問題）は、現在訴訟が係属中であり、法制度を変更する必要があるか否かは、その訴訟の結果を見てからでも遅くないものと考えます。

該当ページ：

概要：

全文：プロバイダは権利者が指揮監督する 著作権検問を出来るようにすれば問題は全て解決する

該当ページ：18～22

概要：プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付けに反対する。間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を求める。

全文： 22ページに、動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダに標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けるという対応策が書かれているが、このような義務化は非常に危険である。いちごっこで不断の変更を余儀なくされる著作権侵害防止技術に対し、標準を定めて皆に選択の余地なく押しつけることは、まずもって、天下り役人の規制利権をムダに拡大し、無意味に技術の発展を阻害することにしかつながらないのであり、最終報告では、この部分にこのような否定的な評価も明記するとともに、このような方向性で検討を進めないことと明記するべきである。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。 また、現在動画投稿サービスがJASRACに訴えられている（「TVブレイク」事件）が、削除要請に応じて削除していたとしても間接侵害とみなされ、プロバイダ責任制限法上免責が受けられないこととなるおそれがあるのは、ネット事業の法的安定性を考えたとき大問題である。さらに、最近、著作権侵害幫助罪でレンタルサーバー事業者が逮捕された（「第（3）世界」事件）が、著作権法の本来の主旨に照らしてネット事業の刑事罰リスクが不必要に高まることも絶対あってはならないことである。これらの「TVブレイク」事件や「第（3）世界」事件の推移次第で、甚大な萎縮効果・莫大な国家的損失が発生することになると考えられ、政府にあっては、これらの事件の結果を待つことなく、現行のプロバイダ責任制限法あるいはその法改正による対応には自ずと限界があることも考慮し、損害賠償責任のみならず、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法にきちんとしたセーフハーバー規定を設ける検討を即刻本格化させてもらいたい。言うまでもなく、上で書いたことと同様、このセーフハーバー規定においても、その要件に標準レベルの技術的な侵害防止措置の導入の義務付けなどが組み込まれるべきではない。

該当ページ：18

概要：プロバイダの定義と責任を明確にするべきである。

全文：インターネット・サービス・プロバイダにも、単に回線接続サービスを提供するものから自ら配信事業を行うものまで幾つかの種類があり、行っている事業の内容によって負うべき責任の範囲が異なるので、インターネット・サービス・プロバイダと一括りにするべきではない。少なくとも自ら配信事業を行うプロバイダであれば、例え回線接続業がメインの事業であったとしても利用責任を負うことを明確にすべきである。

該当ページ：18

概要：動画投稿サイト運営者は、コンテンツプロバイダと等しい立場であり、権利処理の責務を果たすべきである。

全文：動画投稿サイトは、ISPとは違い、ユーザーからコンテンツを投稿してもらわなければサイトとしての目的を果たさない。つまり、無料でコンテンツを得て運営しているサービスであるにもかかわらず、投稿されたコンテンツの責任を持たないのは、サイト運営者としてのモラルに欠けるし、権利者の要請に応じて削除さえすれば責任を問われないという種類の事業者とはいえないと思う。着信メロディや着うたをはじめとしたコンテンツ産業の成功は、善良なコンテンツプロバイダによって支えられていたことが一番の理由だ。何でもありの動画投稿サイト運営者に自由度を与え、単にコンテンツを流通させたからといって、広告料収入等の側面でネット産業に期待する状況でないことは、冷静に分析する必要がある。デジタル技術が、コンテンツの裾野を広げたことは事実だ。しかし、配信事業者にとって見合うに収入を伸ばせたかという、映像の分野は必ずしもそうではない。なぜならネット上のコンテンツには、相応の対価を支払わなければ視聴できないという市場が確立されておらず、無料でコンテンツを得ることができる違法サイトのほうがユーザーにとって便利であることは否定できない現実があるからだ。しかし、ビジネスが動くときは、どんな状況であれ自ずと権利処理はされるものである。しかも、そのときは、コンテンツプロバイダにとって「負担」ではなく、当然の費用として理解される程度の適正レートであるはずである。よって、動画投稿サイトを国として促進したいのであればこそ、その土壌による権利処理対し、著作者の理解を得られる慎重な解決をすべきであると考ええる。

該当ページ：18

概要：動画投稿サイトは運営会社が主体的に違法対策をすべきでは？

全文：動画投稿サイトが ISP と同じ前提で議論がなされていることに違和感を覚える。Youtube などには多数の違法コンテンツが蔓延しており、それがサービスの人気につながっている。違法コンテンツが再生回数の上位に入り、それが呼び水となっているようなサービスは厳しくとりしめるべきであるし、ISP の立場をこえてコンテンツプロバイダといえるのではないだろうか。一方で、違法コンテンツが蔓延する理由の一つには権利者の事情により適法コンテンツが世に出ないこともあると思われるので、多くのコンテンツが適正に流通するための仕組みを早急に検討してもらいたい。

該当ページ：21~22

概要：著作権侵害防止措置を導入していることを免責の条件とすることは、産業発展を阻害する恐れがあるため反対です。権利者からの申告があった場合のみ削除すればいいと考えます。

全文：著作権侵害防止措置を導入することは、技術的にはかなり高度な内容が必要であり、中小のプロバイダなどには重い資金的な負担となり、サービスができないといった事態になりかねないと思います。そうなるととるべき方法は、人的に監視することにされるわけですが、監視する人がすべての著作物を知っていなければならないため、これも現実的ではありません。このことから、著作権侵害防止措置を導入することは、産業自身が萎縮する結果となり、日本のためにならないと思います。また、著作権者は自分の著作物をよくわかっているため、確認も容易であり、確認後、削除申請をすればよいと考えます。もしくは、権利者側がチェック用のプログラムを作成し、プロバイダに提供すれば、解決できると思います。

該当ページ：21

概要：インターネット・サービス・プロバイダへの「技術的措置」の義務付けについて慎重に検討する必要がある。言論・表現の自由を脅かすことにもなりかねない。

全文： 「違法コンテンツの削除は侵害の事後的な対応であり、これのみでは侵害量の減少にはつながらないことから、侵害行為を防止する技術的措置を合理的な範囲で義務付けることや、発信者情報の開示請求手続きの簡素化を図ることが必要」との権利者側の意見について「自主的な取組を発展させることと併せて、制度上の見直しについても検討を行い、実効性のある方策を構築することが必要」との検討結果がまとめられているが、これから詳細に議論していくとは言え、慎重に進めていくことを求める。「侵害行為を防止する技術的措置を合理的な範囲で義務付け」た場合、おそらく技術の進展に応じて「技術的措置」の刷新が求められることから、インターネット・サービス・プロバイダの負担を過度に重くしてしまうことが危惧される。また、著作権切れした作品の使用や引用・その他フェアユースが「侵害を防止する技術的措置」の誤認識で妨害され、言論・表現の自由への不当な制約となりかねない。こうした点でも慎重な検討が必要である。むしろ、権利者が満足していない現状——「違法コンテンツの削除」を事後的に行なうことこそが、こうしたプロバイダの加重負担や言論・表現の自由に対する脅威を回避し、適切に侵害行為に対処し得る手段である。また、「合理的範囲」と「技術的措置」をどのように決定するのかという疑問がある。ガイドライン程度を定め、それを反映した「技術的措置」の用意を様々な開発事業者に競争させるのか、それぞれ独自に開発させた「技術的措置」を適宜認定していく形を取るのか。もし後者をイメージしているのならば、一社独占あるいは寡占のような事態を招かないような配慮が必要である。

該当ページ：18

概要：動画投稿サイト等の事業者は権利者からの要請に応じて違法ファイル削除を行っただけで免責されるべきではない

全文：報告案では、「すなわち、プロバイダ自身が著作権侵害コンテンツを発信している者と捉えられ・・・(中略)・・・免責が受けられないことになってしまうおそれがある。」と書かれている。この文章は動画投稿サイト自らが発信者ではないとの位置づけに立って書かれた文章のように読める。しかしながら、動画投稿サイト運営者は自らが情報発信を行っていると言え、十分に言えると思う。動画投稿サイトには膨大な量の違法ファイルが存在しているが、これらの責任がファイルをアップロードした個人にありサイト運営者には責任はないと考えている人はまずいないのではないかと。もしそうであるとすれば、動画投稿サイト運営者は、まず投稿するユーザーの個人情報をきちんと管理し、情報開示請求に対応できるような基盤を構築するべきである。しかしながら、ほとんどのサイトは匿名によるユーザー登録が可能である。また、動画投稿サイトのサービスは調達した動画をサーバーに保存し、対ユーザーに向けて見やすくカテゴライズし、求めに応じ配信するという、一般的なコンテンツ配信事業とほぼ同等のことを行っている。コンテンツ調達の部分を自動化し、ユーザーの協力により行っているのみの違いである。「場所や回線を貸しているのみ」とは到底言えないであろう。さらに、削除要求に応じて違法ファイルを削除するのみで免責されるのであれば、すべての違法ファイルの探索は権利者の負担にて行うということになる。そのためには権利者は24時間あらゆるサイトを確認し、自分の権利を侵害するファイルがないかどうかチェックしなくてはならないことになる。そのようなことは、ほとんどが零細企業であるコンテンツ関係の事業者や作家には到底無理である。結果的にインターネットが無法地帯になり、著作権者がネットにはコンテンツを出さない、あるいは出せないということにつながりかねない。以上のことから、動画投稿サイト等、コンテンツを収集して配信することにより利益を得ようとするプロバイダについては、情報発信者であるという前提に立ってその責任について検討を行ってほしい。

該当ページ：18

概要：フィンガープリント技術とDBの拡散がフェアユース、及び権利侵害対応を阻害する要因になり得る。解決には第三者機関の設立が必要ではないか？

全文：コンテンツの違法な流通と適正な利用については、権利者、プロバイダ、利用者それぞれへの訴求が必要であると考えられる。ただし、現状では権利者を主体として話が進んでいるように思えてならない。ここでいう権利者というのは大きな資本と発言権を持った一部の企業であって、個人を含む中小の企業は含まれていない。当然、経済的な損害規模では流通量の多さが被害額に比例するのは当然のことではあるものの、これから新しい産業として生まれる可能性が含まれているものがその中にはあるはずであり、それらのコンテンツを無視することで発展を阻害していく流れにならないかを危惧している。現状のフィンガープリントに関する技術についても、フィンガープリント技術を開発する企業が個別のDBを持ち、それらを動画投稿サイトなどの運営者に売り込む、もしくは運営者側が独自にDBを持つかの2択のような状況にある。これにより大規模な各権利者は技術開発会社に出資をする、あるいは委託するかたちで新しいビジネスが形成されつつある。経済活動については非難する余地はまるでないが、このことにより権利侵害を本来は抑制するための技術が拡散し、且つ、フィンガープリント情報のDBも各開発会社、もしくは運営会社に拡散することになる。この際に困るのは体力のない権利者、もしくはプロバイダである。拡散しているDBに権利者は都度、データ提供をしなければならない。また、プロバイダ側がこのようなフィンガープリントデータを独自に収集しなければならないことになりかねない。また、大企業に属する権利者についても、世界中のフィンガープリントDBに登録することは不可能であり、一部の有望と思われる技術をもつ会社に頼り、一部の事業者が提供する投稿サイトへの投稿を防止することしかできない。プロバイダについてはいくら体力があったとしても、すべてのフィンガープリントのデータを収集することは不可能で、それが収集できなかったことで損害賠償責任を問われかねない状況も想定される。方向性としてはコンテンツの流通を促進する方向で検討をしており、また、それ以前に権利侵害の現状の改善が必要ではないかということで、報告案を見る限りは上記の解消が非常に難しいのではないかと考えている。違法対策については事業者任せの方向では対応が統一ができず、フェアユース導入についての妨げになりかねないと考えられるからである。個人的には、この議論はそのまま膠着していくことを懸念している。解決策としては、権利者、プロバイダに偏る事のない第三者機関の設立である。私案ではあるが、第三者機関の役割を以下のように想定してみる。・フィンガープリントデータのDB構築・各プロバイダへの開放と各権利者からの登録受付・フィンガープリントデータの公正利用範囲の検討・海外のフィンガープリントと第三者機関DBとの

つなぎ込み このフィンガープリントDBは個人、企業に関わらず、申請すれば登録・参照が可能なものとし、他の業界団体からの提供も広く呼びかける。(音楽、映像関連業界団体) モバイルコンテンツ審査・運用監視機構のように利害関係のない組織をモデルとして、今後のインターネットにおける流通の促進、適正利用と権利侵害に関する防止について特化した機関として設立できないものか。当然、第三者機関とは別に法令の整備、改正も含めて検討をして頂くことを切に願う。

該当ページ：

概要：1 DMCA と同程度の保護を与えるべきである。2 カラオケ法理の拡大適用を抑制する法制が必要である。3 刑事処罰についても免責されるべきである。

全文：Ⅲ-2 インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について プロバイダ責任制限法を実効性あるようにすることは、緊急の問題であり早急に着手されるべきである。また、プロバイダ責任制限法は刑事処罰に関する免責を認めておらず、この点も早急に対応されるべきである。プロバイダ等に対する著作権侵害の責任追及は、いわゆるカラオケ法理を拡大適用する裁判例などにより實際上死文化に近い状態である。米国では、DMCAによる保護により Youtube 等のサービスが隆盛化しており、日本の ISP は訴訟リスクからサービスに踏み出せないのが現状である。国際競争力の観点からも米国と同等な保護は与えられたい。

該当ページ：

概要：

全文：Ⅲ-2 インターネット・サービス・プロバイダの責任の在り方について ■現状：プロバイダはじめネット関連企業が提供する無料HP・ブログ・サーバーサービスにおいて、違法コンテンツを掲載したサイトがあることを知りながら放置されているのが現状である。規約は建前であり、権利者から削除要請があっても、該当部分のみの削除のみで他のページやサイトは放置されていることがほとんどである。それは違法サイトを運営させることによりプロバイダがアクセスアップやアフィリエイトなどの利益を得ることができ、違法DLサイトや投稿者を庇い匿名性を守ることが自社のユーザー数の増大と利益に繋がる為である。 ■改善対応： ・他者の著作物を違法にアップロードし、無料DLさせてアフィリエイトを稼ぐサイトを一扫する義務を負わせる法律を作る。 ・著作者からの削除依頼がなくとも、サイト内容に違法DLや幫助の目的の記事が見られた場合は、違法著作物や違法DL幫助の記事が全て削除されるまでサイトの凍結を行う。規約違反の違法DLサイトの報告があってもプロバイダが削除凍結を放置した場合、プロバイダにも違法DL幫助の罰則と損害賠償・罰金を負う責任を課す。 ・著作者からの情報開示要求があった場合、警察の要請がなくとも違法アップロード者の情報を全て開示する義務と権限を与える。開示に応じない場合は刑事罰と罰金を適用する。これらの法律により、プロバイダが違法サイトや違法アップロード者を庇いきれない状況を作ることが先決である。 ・アフィリエイト支払い業者にこれらの違法コンテンツ DL サイトのアフィリエイト登録者の正確な個人名や口座名、アフィリエイト支払い額の報告を、個人ではなくアフィリエイト支払い業者により税務署へ正確に報告・届出を義務付ける法律を作成し厳守させる。

該当ページ：22

概要：「プロバイダには合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けること」に反対します。

全文：「動画投稿サイト運営者等特定のプロバイダには合理的な範囲で標準的なレベルの技術的な侵害防止措置の導入を義務付けることが考えられる」などと記載していますが、そもそも、プロバイダは発信者本人ではなく、侵害防止措置を求められる理由がありません。このような規制が導入されれば、新規参入を妨げる障壁となりますし、仮に新規参入者のような小規模事業者であれば求められるレベルが異なるというのであれば、既存の事業者との間の競争環境としてイコールとならず、不適切です。なお、この点について、本専門調査会において、このような結論が得られていなかったにも関わらず（要望は出ていましたが）、なぜか報告書にこのような方向性が打ち出されていることにも違和感を覚えます。

該当ページ：23～25

概要：間接侵害の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされるべきである。

全文：セーフハーバーを確定するためにも間接侵害の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体や放送局がまず間違いなく山の様子に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。

該当ページ：23～25

概要：「間接侵害」を明確化すること自体には反対しないが、「間接侵害」の範囲はできる限り限定的にすべきである。

全文：「間接侵害」を明確化すること自体には反対しないが、「間接侵害」の範囲はできる限り限定的にすべきである。

該当ページ：25

概要：間接侵害の検討は、明確化による副作用に注意し慎重に進めてほしい。利便性を向上するネット上のサービスが違法にならないようの方針を堅持されたい。

全文： 「侵害行為の主体に関する問題は複雑化していることから、侵害行為を抑制するとともに、利便性向上によるコンテンツの新たな需要を喚起するようなサービス等を安心して提供できるようにすることが必要である」とのまとめには賛成である。「著作権法上のいわゆる『間接侵害』の明確化に関する検討を早急に進め、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確ににすること等が必要である」との文は、現在文化審議会著作権分科会の法制問題小委員会で検討が進められていることを受けてのものだと考えられる。しかし先の「利便性向上によるコンテンツの新たな需要を喚起するようなサービス等を安心して提供できるようにすること」を実現できる具体的なアイデアを知財本部から打ち出しても良いのではないだろうか。この「間接侵害」の問題は、カラオケ法理によって「違法」と判断された数々のネット上の新サービス事業の例を見るまでもなく、その定義如何では「利便性向上によるコンテンツの新たな需要を喚起するようなサービス等」をすべて葬ってしまう危険すらある。ユーザーの私的複製は「公衆用自動複製機器」については認められないとされるが、サービスを提供するサーバー全体を一体として見て「公衆用自動複製機器」と判断したり、ユーザーと複製データを1対1で運用し他人が当該複製データを利用できないよう配慮したことで管理支配性を認定されサービス事業者が複製主体とみなされる事態が起こっている。ユーザー行動に主眼を置き、これまでの私的複製と何ら変わりがない（むしろネット上へ自分のためだけに置くことで全体のコピー量を減らす可能性すらある）サービスについては、間接侵害で責任を問われないよう踏み込んだ提言が必要だと考える。

該当ページ：25

概要：カラオケ法理の拡大解釈傾向に歯止めをかけるべく間接侵害を認めるとともに、ユーザーによる直接侵害行為が存在することを事業者の間接侵害を問う前提条件とすべきである。

全文：「・・・侵害行為を抑制するとともに、利便性向上によるコンテンツの新たな需要を喚起するようなサービス等を安心して提供できるようにすることが必要である。」としている（25 ページ）。まさにそのとおりである。現状は新たな需要を喚起するようなサービス等を安心して提供できない状況にあるからである。 実例をあげると、海外から日本の TV 番組を視聴可能にするサービスがある。新たな需要を喚起するようなサービスであるが、放送会社から著作権侵害で提訴され、注 24(23 ページ)で紹介されている「録画ネット事件」「ロクラク II 事件」とも敗訴している。類似のサービスであるが、利用者にとってはもっとも利便性が低い注 25(23 ページ)の「まねき TV 事件」のみが、唯一、まだ地裁段階ではあるが、敗訴をまぬかれて生き残っている。 米国でも類似のサービスは提供されているが、訴訟すら提起されていない。フェアユースの 4 要件の中でも、裁判所がもっとも重視するのが、オリジナル作品の市場を奪うか否かの第 4 要因であるが、これらのサービスは既存の市場を奪うどころか新たな需要を開拓するサービスだからである。 注 26 (23 ページ)の「MYUTA 事件」でも、ストレージサーバーへの複製について、複製行為の主体はユーザーではなく事業者であるとして、侵害が認められた。米国では、ケーブルテレビ事業者のストレージサーバーへの複製について、複製行為の主体はユーザーであるとして、事業者の侵害を否認している (The Cartoon Network LP, LLLP v. CSC Holdings, Inc. 536 F.3d 121 (2nd Cir. 2008). 参考文献 1)。MYUTA サービスは、ユーザーが自分で選んだファイルをアップロードし、そのファイルはユーザーだけしかダウンロードできない。にもかかわらず事業者が侵害の主体とされるのは、わが国では間接侵害が認められていないため、カラオケ法理以来、直接侵害の主体を広く解し、営利性、管理性があると複製の主体とされる傾向があるからである。 米国同様、間接侵害を認めるとともに、ユーザーによる直接侵害行為が存在することを事業者の間接侵害を問う前提条件とすべきである。間接侵害の前提となるユーザーの直接侵害、すなわち、複製行為が上記 3 事件で侵害にあたるかどうかは、著作権法第 30 条の「私的使用のための複製」に該当するかどうかによる。しかし、注 27 (24 ページ)で引用している文化庁委託事業報告書は、「30 条 1 項は、家庭内で複製するのではなく、家庭内で使用することを目的とするときの規定で、本来は複製の場所は問われなくてもよいはずなのに、家庭の外での複製を権利制限の対象とした判例は非常に少ない」としている (文化庁委託事業報告書 24 ページ)。上記 3 事件とも複製は家庭外すなわち事業者の事務所で行われているため、判例に照らせば、私的使用

のための複製とみなされる可能性は少ない。したがって、間接侵害の導入は上記で提案したフェアユースの導入とセットで考えるべきである。フェアユースの規定の仕方にもよるが、オリジナル作品の市場を奪うか否かという要件は、米国の裁判所がもっとも重視するだけに盛り込まれる可能性が高い。だとすれば、上記 3 事件における複製はオリジナル作品の市場を奪うような複製とはいえないからである。いうまでもなく著作権法は権利者、利用者、そして、利用者の利便を向上する革新的な製品やサービスを提供する事業者の利害のバランスの上に成り立っている。報告書が指摘するように侵害行為を抑制することも大事であるが、利用者の利便を向上する革新的なサービスを安心して提供できるような法的環境を整えることも、将来の経済成長に不可欠である。革新的なサービスはリスクをおそれる大企業より、チャレンジ精神旺盛なベンチャー企業から生まれる可能性が高い。今をときめくグーグルですら、わずか 10 年前に誕生したベンチャー企業である。米国にはそうしたベンチャー企業が安心して新サービスを提供できる法的環境がある。フェアユース規定やデジタル・ミレニアム著作権法のセーフハーバー規定 (参考文献 2)、そして、条文化されていないが判例で確立している間接侵害 などである。そうした規定のないわが国では、上記 3 件の判例にみられるとおり、ベンチャー企業がせっかく育んだ新サービスの芽を、大企業が摘み取る缺として著作権法が使われている。フェアユース規定の導入および間接侵害の明確化は焦眉の急なのである。(参考文献) 1. 城所岩生「著作物の複製・再利用を広く認める『フェアユース』規定を導入せよ」(エコノミスト 08.9.16) 2. 城所岩生『検索エンジンと米国著作権法』(国際商事法務) (07 年 5 月～08 年 2 月号)

該当ページ：

概要：1 中立的機器の提供については免責とするように非侵害的態様を定めるのが間接侵害の前提である。2 幫助犯をはじめとする非常に要件が曖昧で広汎な処罰範囲を限定すべきである。

全文：日本は、カラオケ法理の拡大適用により、アメリカで間接侵害が認められる範囲以上に、直接の侵害者であると認定される状況となっている。間接侵害とされる範囲について明確化することは賛成であるが、例えばアメリカの間接侵害は、ソニー判決等によるセーフハーバー（責任を問われない範囲）を前提にされており、我が国で明確化するには、非侵害的関与の範囲を設けるべきである。また、間接侵害は一般に差し止め等の議論とされているが、日本の著作権法は非常に広汎な刑事罰規定を設けており、また、刑法上幫助が成立するとされている範囲は非常に広い。刑事処罰に対しても、中立的な機器の提供は刑事処罰の対象外とするような対処がされたい。

該当ページ：

概要：

全文：Ⅲ-3 著作権法におけるいわゆる「間接侵害」への対応について ■現状：書店で月刊誌「ネトラン」を購入し一読してみると実情が解る。雑誌やサイト上における著作権侵害幫助（違法 DL 方法を教授する書籍販売、ネット記事、アフィリエイト収入等）が違法とされない限り、違法 DL は急速に拡大し続けるだろう。■改善対応：違法 DL の方法紹介、違法 DL サイトへのリンクも違法 DL 幫助行為として明らかに違法とし、刑事罰・罰金刑を設ける。それらの情報を書き込まれた掲示板やサイトの管理者は削除と情報開示の義務を負うものとし、権利者やそれ以外からの違反報告があっても対応に不備があった場合は権利者に対する損害賠償、及び刑事罰罰金刑の責任を負うものとする。

該当ページ：26～28

概要：模倣品・海賊版拡散防止条約の検討で、プライバシーや情報アクセスの権利といった基本的権利を守るとする条項を盛り込むよう日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。

全文： 27～28 ページに書かれている「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）について、そのような条項がよもや真面目に検討されることはないと思うが、もしどこかの国が、税関において個人のPCや携帯デバイスの内容をチェック可能とすることや、インターネットで著作権検閲を行う機関を創設することといった、個人の基本的な権利をないがしろにする条項をこの条約に入れるよう求めて来たときには、そのような非人道的な条項は除くべきであると、かえって、プライバシーや情報アクセスの権利といった国際的・一般的に認められている個人の基本的な権利を守るとする条項こそ条約に盛り込むべきであると日本から各国に積極的に働きかけてもらいたい。

該当ページ：27

概要：国民の間で一般的合意のとれていない ACTA を推進すべきではない。

全文：模倣品・海賊版拡散防止条約については、その過剰に広汎な内容について、米フリーソフトウェア財団をはじめ、多数の懸念の声があげられているものである。日本においても、特に主導的な立場で条約を導入しようというのであれば、まず日本国民に対して、その内容につき、パブリックコメントを募集するなど、しっかりと国民に幅広く議論を提示し、声を集約する努力を払うべきである。条約の議論であれば国民の声を訊かなくてよいと考えるのは、ポリシー・ロンダリングに他ならない。ACTA のポリシー案として、関連法を権利保有者からの訴えなしで執行すること、国内および国境において侵害に関わる「物品と設備」を押収・破壊すること、単一の当事者からの要求により調査し、侵害の容疑者を権利保有者に通知すること、などがあると言われているが、これらは到底国民の間で共通理解があり同意を受けているものであるとは言えない。また「著作権所有者による技術的な保護措置を迂回する行為に対する救済策および迂回機器の追跡方法」の開発を規制するという案もあるというが、これは米 DMCA でも特に評価の低い DRM 関係の規定に類似するものである。DMCA の不要な条項の撤廃は、米国では、2008 年大統領選の結果を受けて、Web で公開されている「最も求められている制度改革」のうちの 3 位に上げられている（Web サイト“Obama CTO” <http://obamacto.org> を参照）。先進国で改革が行われようとしているこの時代に、先祖返りするような条約を検討すべきではない。

該当ページ：

概要：

全文：Ⅲ-4 国際的な制度調和等について ■現状：海外ファンサブサイトにおける、日本のアニメ漫画ゲーム等著作物のDL被害は甚大である。海外だけでなく、日本人も多数これらのサイトを訪れ日夜コンテンツを無料でDLし、購入が落ち込む大きな原因となっている。 ■改善対応：被害を訴える機関や専門の取締り機関を設ける必要がある。